

新たな育種技術を利用して得られた食品の取扱いについて（意見）

平成 30 年 11 月 19 日

バイオ情報普及会

熊谷 善敏

1. はじめに

世界的な人口増加や気候変動による農業への影響が懸念される中、限られた資源を有効に活用しながら農作物の単収を上げていく持続可能な農業の実現、またより品質の高い農作物のニーズも高まっております。ゲノム編集技術は、これらの課題を克服する新たな育種技術の一つとして期待されています。

このような背景の中で、ゲノム編集技術により作出された植物品種の取扱いの指針をまとめていただくことは、農業分野におけるゲノム編集技術の活用を促す上で、とても重要なことであると考えます。

このことを念頭において、当会からはゲノム編集技術で作出される植物品種の規制のあり方に関して、以下の 3 つの意見を述べさせていただきます。

2. 意見

(1) ゲノム編集技術で作出された植物品種は、従来育種技術を用いて作出された植物品種と同様に規制されるべきではないと考えます。

ゲノム編集技術で作出された植物品種は、長い食経験のある従来育種技術を用いて作出された植物品種と区別できない限りにおいては、従来育種技術を用いて作出された植物品種と同様に規制されるべきではないと考えます。突然変異育種に代表される従来育種技術では、ゲノム DNA に多数のランダムな変異を誘導した個体を作成し、その中から有用で安全な個体のみを選抜します。ゲノム編集技術では、意図しない変異が発生する可能性が従来突然変異育種よりも大幅に低下することに加え、従来育種と同様、意図しない変異が生じたとしてもそれらの変異を含む個体は選抜の過程で除かれます。

(2) セルフクローニングやナチュラルオカレンスに相当する植物品種も、遺伝子組換え微生物と同様に規制の対象から除外すべきと考えます。

ゲノム編集技術を用いた場合は、植物においても微生物と同様にセルフクローニング・ナチュラルオカレンスに相当する植物品種を作出することが可能です。その場合は、遺伝子組換え微生物と同様に規制の対象から除外すべきと考えます。

(3) ゲノム編集技術を用いて作出した植物品種に関する情報提供の内容につきましては、開発者の過度な負担にならないようお願いいたします。

規制当局における情報の把握と知見の蓄積は、ゲノム編集技術により開発された有用な植物品種のスムーズな社会実装のために重要であると考えています。したがって、外来 DNA が残存していないことの確認を含めた規制対象であるかどうかを判断するための情報等の提供につきましては、当会としても積極的に協力して参りたいと考えています。

ただし、提供する情報の内容については、開発者の過度な負担にならないようお願いいたします。

以上

バイテク情報普及会とは

植物科学やバイテク作物の開発企業で構成する国際組織「クロープライフ・インターナショナル」傘下の任意団体。持続可能な農業の実現や食料の安定供給への貢献を念頭に、サイエンスベースで透明性のある許認可システムの構築を支援するための活動や、幅広いステークホルダーの皆様にバイオテクノロジーの重要性を理解いただくための広報活動を行っている。